

一般財団法人会計教育研修機構 定款

制定 平成21年7月2日

改正 平成29年3月31日

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人会計教育研修機構と称し、英文では、Japan Foundation for Accounting Education & Learning と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、公認会計士、公認会計士試験合格者、会計実務に携わる者をはじめ、広く会計及び監査に関心を有する者の教育研修に関するニーズを的確に把握し、教材の開発及び教育研修の実施により、これらの者の会計及び監査に関する専門的知識、専門的技能並びに職業倫理の向上を実現し、もって会計及び監査の判断を的確に行える人材の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公認会計士試験合格者のための実務補習
- (2) 公認会計士のための継続的専門研修
- (3) 会計及び監査実務に携わる者のための各種の教育研修
- (4) 会計及び監査に関する教育研修教材の開発とその提供
- (5) 会計及び監査に関する教育研修の調査研究
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会計

(事業報告及び決算)

第6条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第2号及び第2号に係る第3号の書類については会計監査人の監査を受けた上で理事会の承認を経て、第1号の書類については定時評議員会にその内容を報告し、第2号及び第2号に係る第3号の書類については定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 財務諸表
- (3) 前各号に係る附属明細書
(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第8条 当法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局長1名及び外部委員2名をもって構成する。
- 3 評議員選定委員会に出席する評議員及び監事は、評議員及び監事の互選で決定する。
- 4 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。ただし、次の各号に該当する者を外部委員に選任することはできない。
 - (1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。）
 - (2) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人
- 5 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 6 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と当法人の役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 7 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 8 評議員選定委員会は、前条に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 9 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任す

るときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(任期)

第 10 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 8 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 11 条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 2 節 評議員会

(構成)

第 12 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 財務諸表の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の帰属先の決定
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第 14 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

4 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 16 条 理事長は、評議員会の開催日の 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長は、評議員会において、評議員の中から定める。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより理事長が議事録を作成し、これに記名押印する。

(評議員会の運営に関する事項)

第 20 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(役員数及び会計監査人の設置)

第 21 条 当法人の役員の数はおりのとおりとする。

理事 3名以上20名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 当法人に会計監査人を置く。

(選任等)

第 22 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会において選任する。

2 代表理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長とする。

4 監事及び会計監査人は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別

の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。また、監事及び会計監査人についても、同様とする。

- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。また、監事及び会計監査人についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 当法人の業務及び財産の状況を調査し、各事業年度に係る事業報告及び財務諸表並びにこれらの附属明細書を監査すること。

(3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(5) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること。

(6) 理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(会計監査人の権限等)

第24条の2 会計監査人は、法令で定めるところにより、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

(2) 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

① 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

② 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているとき

は、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した役員の前欠として選任された役員の任期は前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 役員は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(役員及び会計監査人の解任)

第 26 条 役員及び会計監査人が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 監事は、会計監査人が、会計監査人としてふさわしくない非行があった時、また、前項 1 項に定める事由のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、当該会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

第 27 条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

2 前項にかかわらず、役員に対し、評議員会の決議を経て報酬を支給することができる。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(責任の一部免除)

第 27 条の 2 当法人は、会計監査人にかかる法令で定めるところの損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(取引の制限)

第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第 29 条 当法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、有識者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 2 節 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (6) 会計監査人の報酬額の決定

(開催)

第 32 条 理事会は、毎事業年度、定期に 2 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 33 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 23 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(理事会の運営に関する事項)

第 39 条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第 5 章 運営委員会

(構成等)

第 40 条 当法人に、理事長が理事会の承認を経て委任する範囲において第 4 条の事業を執行するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員 20 名（うち、委員長 1 名）以内を置く。

2 委員会は、実施する各事業に係る事項を審議させるため必要があるときは部会を設置することができる。

3 委員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。

(報告)

第 41 条 委員会は、執行した事業に係る事項を理事長に報告しなければならない。

(委員会の運営に関するその他の事項)

第 42 条 この定款に定めるほか、委員会及び部会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 6 章 会 員

(会員)

第 43 条 当法人の目的に賛同した個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第7章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても前項と同様とする。

(合併等)

第45条 当法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第46条 当法人は、当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第47条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 附則（略）

附 則（平成29年3月31日改正）

本定款は平成29年4月1日から施行する。